

豊中市震災対策木造住宅 除却 補助金

交付申込の手続きについて（手引き）

2025 年度
(2025.4 更新)

目次

1. 申込の前に	・・・ p.2
2. 手続きの流れ	・・・ p.3
3. 必要書類の提出方法	・・・ p.4
4. 事前相談	・・・ p.5
5. 補助金交付申込書の提出	・・・ p.6
6. 除却（解体）工事の実施	・・・ p.8
7. 完了実績報告書の提出	・・・ p.9
8. 補助金交付請求書の提出	・・・ p.10
9. その他	・・・ p.10

〈お問い合わせ先〉

豊中市 都市計画推進部 建築審査課 管理係

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所 第二庁舎5階

電 話：06-6858-2417

ファクス：06-6854-9534

メールアドレス：kenshinsa@city.toyonaka.osaka.jp

受付時間：9：00～12：00、12：45～17：15（事業者は15：00まで）

（窓口は市役所第二庁舎のみです。出張所等では対応できません。）

1. 申込の前に

〈注意事項〉

- ・ 補助金交付決定通知を受ける前に除却（解体）工事の着手（契約）を行った場合は、補助を受けることができません。
- ・ 本補助制度については、各年度の予算の範囲内で行います。予算に達した場合など、年度途中で受付を終了することがあります。
- ・ 各手続は、窓口へ持参又は郵送若しくは電子申込システムにより提出してください。
- ・ 受付前に市担当職員が提出書類の確認を行い、不足や不備がなければ受付をいたします。書類の確認に時間を要する場合がありますのでご了承ください。（受付前内容確認はメール可）
- ・ 補助金の支払いは、除却（解体）工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定を受けていても、除却（解体）工事を取り止めた場合などは、補助金は支払われません。
- ・ 各種提出書類は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。

補助対象事業についての注意事項（重要）

補助対象事業は、建物所有者が除却工事施工者と工事請負契約を締結し、除却工事を行い、除却工事施工者へ除却工事費用を支払うもので、その他補助の要件を満たすものをいいます。

（１）除却工事施工者とは

以下を満たす者

- ① 申込者（所有者）と除却工事の契約をする工事業者（下請け契約における下請負人ではない）
- ② 建設業法第３条第１項の建設業許可（解体工事業、建築工事業、土木工事業のいずれか）か、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２１条第１項の大阪府解体工事業者登録がある工事業者（建設業許可通知書の写しか大阪府の解体工事業者登録票の写しが必要）

（２）除却工事施工者が作成する書類

必要書類のうち以下の書類は、同じ除却工事施工者が作成したものであって、建物所有者（＝申込者）あてのものであること

- ① 除却工事見積明細書
- ② 除却工事請求明細書
- ③ 領収書

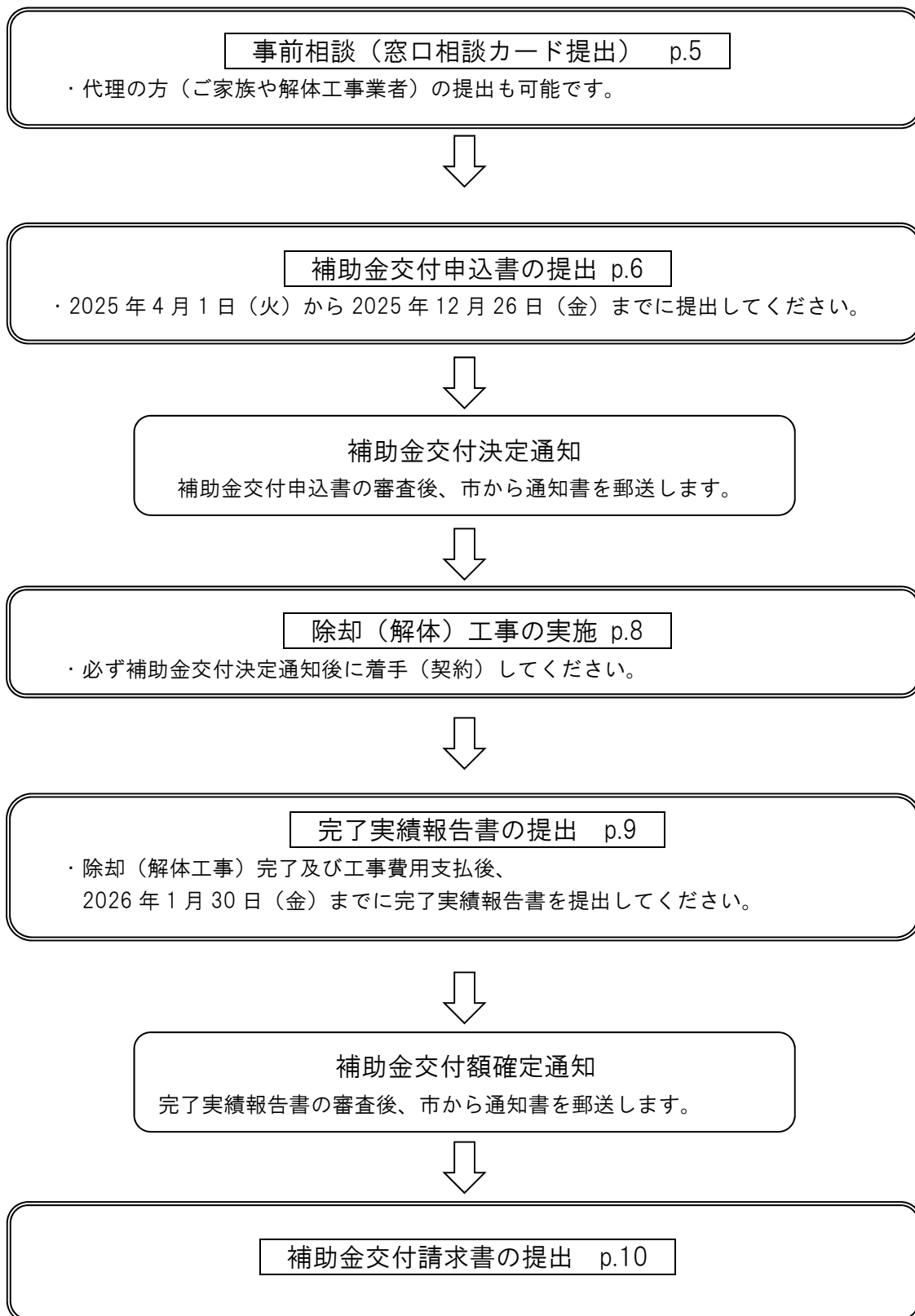
（３）補助対象者

補助対象事業を行う建物所有者のみが申込みできます。建物所有者以外の者が契約や支払いを行う場合は補助対象外です。

（４）補助対象事業の期間

「除却工事の工事請負契約～除却工事～費用の支払いまで」をいい、補助金交付決定通知後から当年度１月末までに行うものが補助対象です。

2. 手続きの流れ



3. 必要書類の提出方法

各手続は、下記の方法により提出してください。

補助制度の資料は、市ホームページよりご確認ください。資料の郵送を希望される場合は、あて先（返信先）を記載し、必要分の切手を貼った返信封筒を市窓口までお送りください。

（１）窓口へ持参

都市計画推進部 建築審査課 管理係（豊中市役所 第二庁舎５階）

受付時間：９：００～１２：００、１２：４５～１７：１５（事業者は１５：００まで）

（２）郵送による提出

- ・ 手続ごとに、必要な書類を郵送してください
- ・ 提出書類について、市担当職員がお電話にて確認する場合があります。

郵送先：〒561-8501 豊中市中桜塚３丁目１番１号

豊中市役所 都市計画推進部 建築審査課 管理係宛て

（３）電子申込システムによる提出

- ・ 手続きができるのは所有者のみとなります。代理人による手続きはできません。
- ・ 豊中市のホームページにある「豊中市電子申込システム」で各手続ページへアクセスし、必要事項を入力してください。
- ・ 手続きには、メールアドレスや身分証明（免許証等）の写しの添付が必要です。
- ・ 提出書類について、市担当職員がお電話にて確認する場合があります。

URL：https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_initDisplay.action

4. 事前相談（窓口相談カード提出）

補助制度ご利用（補助金交付申込書提出）の前に、事前相談をしてください。補助対象かどうかについて相談内容と現地確認にて概ね確認いたします。

※補助対象かどうかの最終の決定は交付申込書提出後の書類審査によります。

（１）事前相談の流れ

市へ窓口相談カードを提出（事前相談）。



市が現地確認（外観の目視確認。立ち合いは必要ありません。）



市から結果を電話連絡します。



補助金交付申込書の提出へ

（２）必要書類

窓口相談カードを提出してください。

郵送や電子申込システムで提出する場合、付近見取図も一緒に提出してください。

長屋で区分所有されているものは、区分所有者ごとに窓口相談カードを提出してください。

様式は市ホームページにてダウンロードしていただくか、窓口で入手できます。

ほかに以下の書類があれば相談に役立ちます。（なくても事前相談は可能です。）

1	付近見取図	建築物の所在地を確認します。
2	確認通知書の写し	建築時の確認申請書類 確認年月日を窓口にて確認します。
3	固定資産税の納税通知書 登記事項証明書など	家屋の所有者、建築年月日、面積等を確認します。
4	写真や間取り図など	写真は建物外観、前面道路と建物が写ったものを数枚。

（３）窓口相談カード提出後

①窓口相談カード提出後、市担当職員が現場確認を行います。現場確認は、道路側からの外観目視確認で（写真を数枚撮影します。）立会の必要はありません。

②２週間程度で市から電話にて結果をご連絡します。日中連絡のつく電話番号を必ず記載してください。

5. 補助金交付申込書の提出

(1) 受付期間

原則、2025 年 4 月 1 日（火）から 2025 年 12 月 26 日（金）までとします。

(2) 必要書類について

【必ず提出するもの】

	書類の名称	説明	備考
1	豊中市震災対策木造住宅除却補助金 交付申込書	記入例①を参照してください。	様式 第 1 号
2	固定資産税評価証明書（家屋） （当年度発行のもの）（原本） または 建物の登記事項証明書 （3 ヶ月以内のもの）（原本）	・ 申込時の建物の所有者（共有者）の住所・ 氏名、用途、建築年月日が確認できるもの （確認できない場合は、両方もしくはその他 の公的書類が必要となる場合があります。） （原本照合可）	電子申込 システム で提出の 場合、不 要となる ことがあ ります。
3	建物所有者全員の前年（1 月から 5 月 に申込む場合は前々年）分の 課税証明書（原本）	・ 課税所得金額の分かる証明書 ・ 令和 7 年度（令和 6 年分）のもの。1 月か ら 5 月に申込む場合は令和 6 年度（令和 5 年 分）のもの。（原本照合可） ※源泉徴収票や市府民税納税通知書は不可	
4	除却工事施工者の 建設業許可通知書の写し	・ 大阪府の解体工事業者登録票の写しでも可 ・ 国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情 報検索システム」の当該工事施工者の建設業 許可に関する詳細情報を印刷したものでも可 ・ 通知書の内容（所在地や代表者名等）に変 更があった場合は変更届出書の写しが必要	
5	付近見取図	住宅地図などの当該地をマーカー等で示した もの	
6	建物現況図（平面図）	・ 参考例②を参照してください。 ・ 間取りや寸法、壁や開口部の位置 ・ 併用住宅の場合は住宅部分の床面積が全体 の床面積の 2 分の 1 以上であることを示す。 ・ 建物全体の図面が必要になります。	
7	下記のいずれか ・ 耐震診断結果報告書 ・ 「誰でもできるわが家の耐震診断」※ ・ 「旧耐震基準の木造住宅の除却における 容易な耐震診断調査票」	・ 記入例③を参照してください。 ・ 区分所有長屋であっても建物全体で行うこ と ・ ※「誰でもできるわが家の耐震診断」は一戸建 ての住宅に限る	
8	現況写真	・ 敷地及び建物外観全体が写っているもの ・ カラーのもの ・ 2～3 枚程度	
9	除却工事の見積明細書の写し	・ 参考例④のを参照してください ・ 除却工事施工者が作成したもの ・ 見積数量根拠は、別途図面等で明示する	
10	誓約書（資産要件等）	記入例⑤を参照してください。	様式あり

11	建築基準法に規定する確認通知書 及び検査済証の写し	ない場合は用途、建築年月日を確認できる書類（2の書類等）	
----	------------------------------	------------------------------	--

【必要な場合に提出するもの（必要な場合に様式をお渡しします。）】

	書類の名称	説明	備考	
12	委任状	提出、訂正などを他者に依頼する場合	記入例⑥	様式あり
13	耐震診断技術者の資格証の写し	7の書類で耐震診断結果報告書を添付する場合 建築士免許証及び講習会受講修了証		
14	相続人関係図	登記上の所有者が亡くなっている場合	記入例⑦	様式あり
15	管理組合の組合規約 及び除却工事实施に係る決議書の写し	当該建築物の所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理組合である場合のみ		
16	売買契約書の写し及び 領収書の写し	2の書類が前所有者となっている場合、現所有者が 確認できるもの		

- ・上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・提出は1部です。返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

〈注意事項〉

- ・所有者が複数の場合は、他の所有者全員の同意を得て代表者で申込をすることができます。
- ・申込者の印鑑は一連の手続において同じものを使用してください。
- ・誓約書、委任状（代理受領に係る委任状含む）、相続人関係図、交付請求書においては申込者に限り訂正ができます。
- ・見積書の宛名は建物所有者のフルネームを記載してください。
- ・固定資産税評価証明書（原本）に記載のある評価額は黒塗りで提出して下さい。

6. 除却（解体）工事の実施

必ず交付決定通知後に契約、着手してください。

(1) 着手

必ず事前に完了実績報告書の提出時に必要な書類を確認してから実施してください。

(2) 除却工事費用の支払い

除却工事終了後、費用を除却工事施工者へ全額支払い、領収書を受領してください。

(3) 期限について

原則、2026 年 1 月 30 日（金）までに除却工事を完了し、完了実績報告書を提出してください。

(4) 変更について

交付決定通知後、申込の内容を変更する場合は変更承認申込が必要となる場合があります。
市窓口にてご相談ください。

7. 完了実績報告書の提出

(1) 受付期間

除却工事を完了し、原則、2026 年 1 月 30 日（金）までに提出してください。

(2) 必要書類について

【必ず提出するもの】

	書類の名称	説明	備考
1	豊中市震災対策木造住宅除却補助金 完了実績報告書	記入例⑧を参照してください。	様式第 8 号
2	除却工事 完了 後の写真	全ての工程が終了した（整地後）写真 ※重機等が敷地内に残っていない状態の写真 （敷地全体が写っているカラーのもの）	
3	除却工事費用の 請求明細書 の写し	・ 下記の事項が記載されているもの □ 日付（請求書作成日） □ 相手方氏名（建物所有者のフルネーム） □ 作成者（除却工事施工者）名、住所、電話番号 □ 請求明細、請求金額 □ 建築物所在地もしくは工事名称 ・ 補助金交付申込書に添付した見積明細書と同じ内容（明細、金額、除却工事施工者、相手方氏名など）であることを確認します。	
4	除却工事費用の 領収書 の写し	・ 下記の事項が記載されているもの □ 日付（領収日） □ 相手方氏名（建物所有者のフルネーム） □ 発行者（除却工事施工者）名、住所、電話番号等 □ 但し書（建築物所在地や工事名称を記載） 例：豊中市〇〇〇丁目〇—〇除却工事費用として □ 領収金額 ・ 補助金交付申込書に添付した見積明細書と同じ内容（工事名称等、金額、除却工事施工者、相手方氏名など）であることを確認します。	
5	豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付 請求書	記入例⑨を参照してください。 （この時点で提出も可能ですが、注意点あり（8.参照））	様式第 10 号

- ・ 上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・ 提出は 1 部です。返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ・ 受付前に書類の事前確認を行うため、いったんお預かりします。（目安 1 ～ 2 週間）

〈注意事項〉

- ・ 申込者の印鑑は一連の手続において同じものを使用してください。
- ・ 誓約書、委任状（代理受領に係る委任状含む）、相続人関係図、交付請求書においては申込者に限り訂正ができます。

8. 補助金交付請求書の提出

(1) 提出時期

補助金交付額確定通知後、速やかに提出してください。

(2) 必要な書類

「豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付請求書」1通
(記入例⑨)

(3) 振込時期

補助金交付額確定通知後に提出し、不備がなければ約1か月後に振り込まれます。
振込日の通知はありません。

〈注意事項〉

【指定口座の名義について】

必ず申込者の名義の口座を記入してください。

【提出時の注意事項】

誤記がある場合は、再度ご提出いただくか、請求者（所有者）の印鑑にて訂正が必要です。
ただし、請求金額については、訂正はできませんので再度ご提出ください。

【ゆうちょ銀行の口座を指定する場合】

振込の受取口座として利用する場合の「店名」「口座番号」を通帳にて必ず確認し、記入してください。「記号」「番号」を記載しても振込できません。

9. その他

(1) 除却（解体）工事や補助申込を取り止める場合

手続方法をご案内しますので、事前に市窓口まで連絡してください。

- ①窓口相談カード提出のみ・・・市窓口までキャンセルの旨電話連絡
- ②補助金交付申込書提出後交付決定通知前・・・市窓口まで問い合わせしてください
- ③補助金交付決定通知後・・・取下届（様式第6号）の提出
- ④除却工事着手（契約）後・・・廃止届（様式第7号）の提出
(その後、豊中市より交付取消通知書を発行)

(2) 交付決定後の変更

補助金交付申込の内容を変更する場合は、変更承認申込が必要となる場合があります。市窓口まで手続について相談してください。

(3) 書類の保存

補助事業者（所有者）は、当該補助事業に関する帳簿、書類等について、完了実績報告をした年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

(様式第 1 号)

記入例①

受付日に窓口で記入します。
(受付可能であることを確認後)

豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付申込書

年 月 日

豊中市長 あて

申込者 住 所 豊中市 中桜塚〇-〇-〇
(所有者) 氏 名 豊中 太郎
電話番号 06-6858-〇〇〇〇

豊中市震災対策木造住宅除却補助金の交付
除却補助金交付要綱第 7 条の規定により、必

名称を決めて記入してください。同じ補助の
手続では同一名称を使用してください。

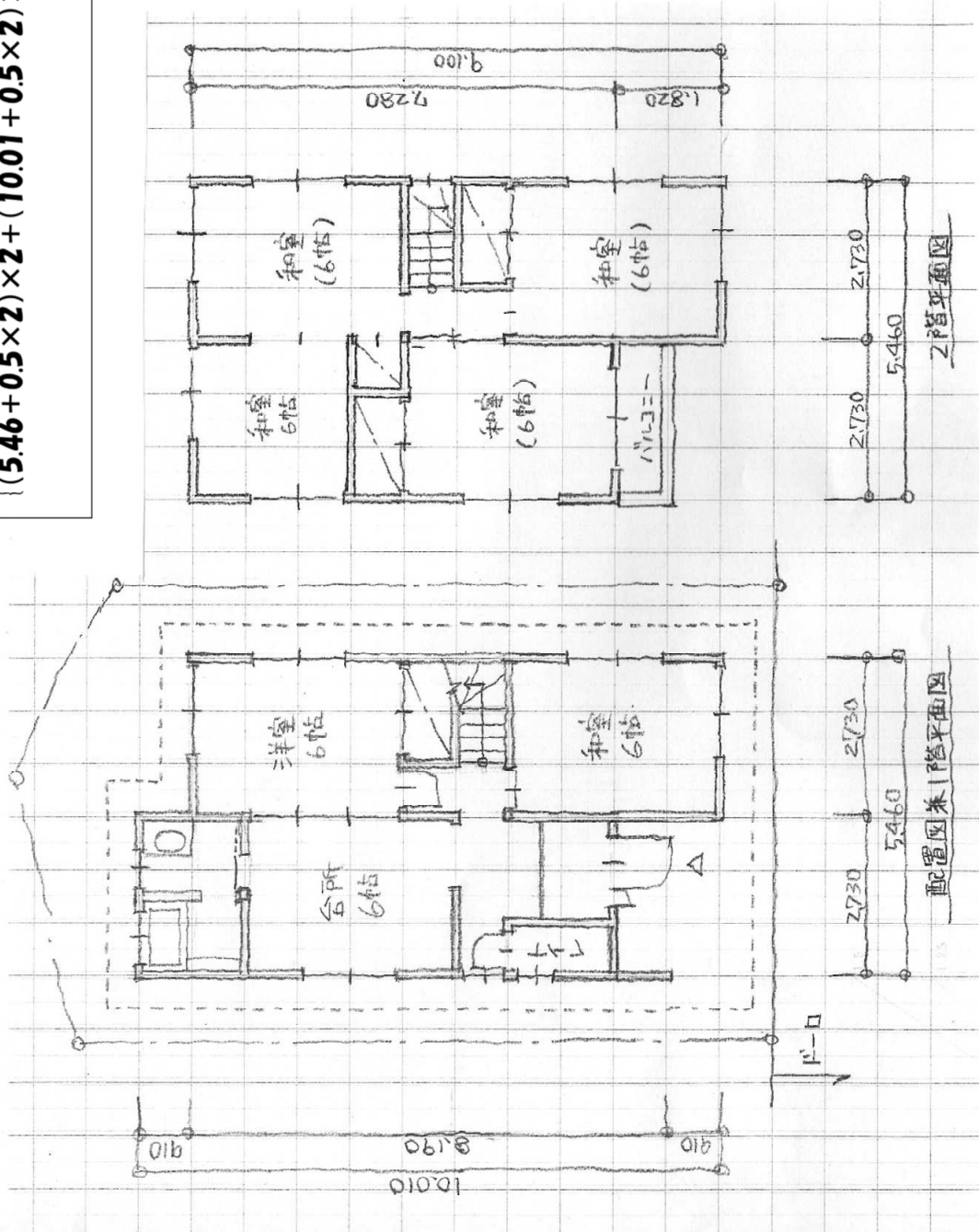
工事の名称		豊中邸 除却工事	
所 在 地		地名地番	豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇
		住居表示	豊中市 中桜塚〇-〇-〇
申 込 額		400.000 円	
所有者 (全員)	住所	大阪府豊中市 中桜塚〇-〇-〇	
	氏名	豊中 太郎	
	電話番号	06-6858-〇〇〇〇	
用 途		☒ 一戸建ての住宅	建築確認申請時(建築計画概要書)の数値。 (不明の場合は、添付している登記事項証明書や 固定資産税台帳の数値を記載する。)
構 造		☒ 木造	
規 模		地上 2 階 地下 階	延べ面積 95.00 m ²
建築年月日		昭和〇〇年 〇月 〇日	
除却工事施工者		所 在 地	豊中市 〇〇〇-〇-〇
		商号又は名称	〇〇建設株式会社
		代 表 者	代表取締役 〇〇 〇〇
除却工事予定期間		〇〇〇〇年 〇月 〇日 から 〇〇〇〇年 〇月 〇日 まで	
補助対象事業 予定期間		着手(契約)年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
		完了(工事及び支払い)年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
備考			担当課受付欄

参考例②

養生数量計算

$$\{(5.46 + 0.5 \times 2) \times 2 + (10.01 + 0.5 \times 2) \times 2\} \times 7.5 = 262.05$$

$$\approx 262 \text{ m}^2$$



【注意事項】

※以下を図示する

○間取り

○寸法

○壁・開口部(窓・戸)の位置

※見積明細書の数量根拠を記載する場合は、計算式等を記入する

※併用住宅の場合は住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であることを示す



表紙

問診1から10の該当項目の評点を合計してください。
下記のとおり記入してください。

耐震診断 選んだ評点を記入する

さあはじめよう！

問診1 建てたのはいつ頃ですか？

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

以前
1981年5月
1981年6月
以降

説明 1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。
1995年阪神淡路大震災において、1981年以降建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

問診2 いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1

問診1

選んだものに○をする

問診1から10までの評点の合計を記入する

判定 問診1～10の評点を合計します

ご苦労さまでした

評点合計

4

合計は何点になりましたか？

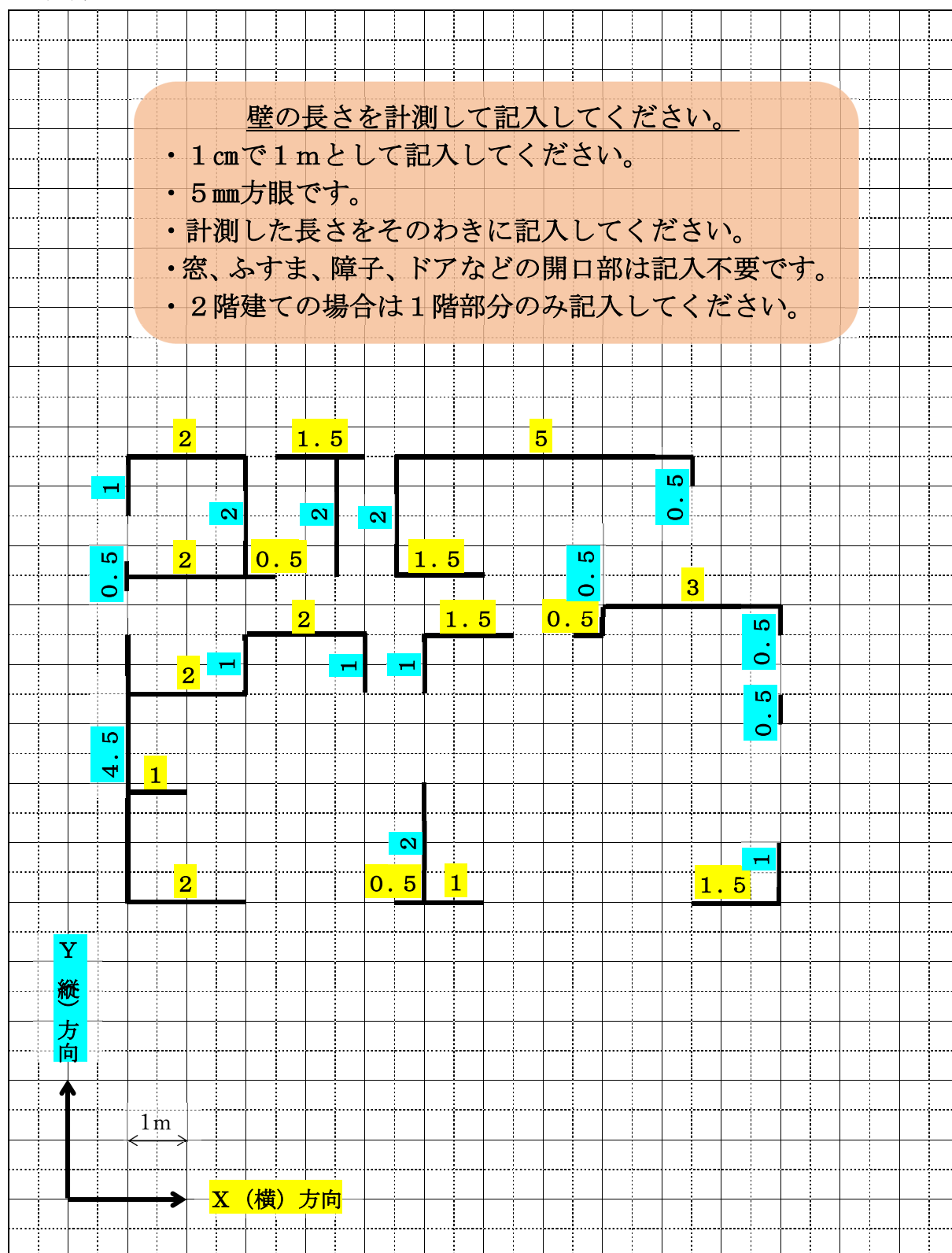
評点の合計	判定・今後の対策
10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8～9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ご注意
この診断では地盤については考慮していませんので、ご自宅が立地している地盤の影響については専門家にあたってください。

判定

IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測



(イ) 壁の長さの合計

① X (横) 方向

①

27.5

m

② Y (縦) 方向

②

20

m

①②のうち小さいほうを記入してください。

イ

20

m

(ロ) 面積

ロ

75

m²

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ

20

÷

ロ

75

=

ハ

0.27

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ

0.20

m

下の表から該当するものを選んで記入してください。

階段 屋根の種類	平 家	2階建
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレー ト葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

ハ

0.27

÷

ニ

0.20

=

ホ

1.35

参考例④

内の注意事項を確認してください

申込者
(除却工事を行う建物所有者)
のフルネーム

豊中 太郎 様

見積書作成日

見 積 書

〇年 〇月 〇日

申込者と契約予定の除却工事施工者。
建設業登録の営業所であること。

(請負業者)

住 所 豊中市〇〇〇-〇-〇

業者名 〇〇建設株式会社

連絡先 TEL 06- 6858 -〇〇〇〇

印

工事内容が特定
できる事項

工事場所 豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇
工事概要 木 造 2 階建て 建物除却工事
有効期限 〇 日 又は 〇 年 〇 月 〇 日迄

名称・仕様等	数量	単位	金額 (円)	備考
建物除却 (基礎撤去を含む)	〇〇	m ²	〇〇〇	
廃棄物運搬及び処分	1	式	〇〇〇	
仮設	262	m ²	〇〇〇	
諸経費	1	式	〇〇〇	
計			〇〇〇	税抜
消費税			〇〇〇	
補助対象工事 計			〇〇〇	税込
建物除却 (基礎撤去を含む)				
廃棄物運搬及び処分	1	式	〇〇〇	
仮設				
屋内残存物処分	1	式	〇〇〇	
屋外工作物 (塀・樹木) 等撤去	1	式	〇〇〇	
壁面補修				
諸経費	1	式	〇〇〇	
計			〇〇〇	税抜
消費税			〇〇〇	
補助対象外工事 計			〇〇〇	税込
契約見込額 合計			〇〇〇	税込

補助対象工事は、建
物本体を解体する
費用のみ

補助対象工事

補助対象経費
(補助対象の除却工事費用)

補助対象外工事が
ある場合は内訳を
分ける

税込金額

記入例⑤ 誓約書

年 月 日

豊中市長 あて

申込者 住所 豊中市桜塚〇-〇-〇

氏名 豊中 太郎

(印)

(署名または記名押印)

電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ・署名の場合は押印を省略できます。
- ・同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用して下さい。

豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申込むにあたり、建物所有者の全員が、下記のとおり確認し、事業を進めることを誓約します。

万が一、本誓約書の事実と相違した場合は、補助金返還命令等の豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付要綱に基づく処分に従います。

記

☒	補助金交付決定日前に工事に着手しません。	
	※補助金交付決定日前に	
	・内容を確認し、該当する□にチェック(☑)してください。選択肢があるものは、いずれかをチェックしてください。全て(選択肢があるものはいずれか)に該当する場合のみ補助対象です。	
ア	☒	資産について、なお当該資産とは、預貯金、有価証券(申込時の評価概算額)を言います。
イ	☒	固定資産税及び都市計画税の滞納はありません。
ウ	☒	土地所有者が、建物を除却した後の土地利用によっては、土地にかかる固定資産税及び都市計画税が増額になることを理解しています。
エ	☒	当該建物は、市、国又は大阪府等の補助金を受けて改修等が行われたものではありません。また、市、国又は大阪府等の他の除却に係る補助金を受ける予定はありません。
オ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。 ☒ 申込者以外の土地所有者及び他住戸の長屋所有者はいません。 ☐ 申込者以外の土地所有者及び他住戸の長屋所有者の全員から除却工事について同意を得ました。	
カ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。 ☒ 抵当権等は設定していません。または消滅済です。 ☐ 抵当権者等から除却工事について同意を得ました。	
キ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。 ☒ 賃借人及び使用借人はいません。 ☐ 賃借人及び使用借人がいましたが、現在全員の退去が完了しています。	
ク	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。 ☒ 事業を運営していません。 ☐ 事業運営をしています。消費税及び地方消費税の確定申告の際、補助対象経費の消費税相当額を課税仕入れ等に係る消費税額として消費税納付額から控除しません。	
ケ	☒	除却工事後に建築物を建設する場合は、豊中市の建築指導基準を遵守します。
コ	☒	除却工事にかかわってトラブルが発生した場合は、責任をもって解決にあたります。
サ	☒	その他、規則や要綱をはじめ、関係する法律や条例等を遵守します。
シ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。 ☒ 建物所有者は申込者のみです。 ☐ 申込者以外の建物所有者がいます。建物所有者全員が除却工事を行うこと及び豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付申込をすることについて同意しています。	

(注意) 本誓約書は申込者の印又は署名に限り訂正することができます。

記入例⑥

委任状

〇〇年 〇月 〇日

委任者 住所 豊中市中桜塚〇-〇-〇

(所有者) 氏名 豊中 太郎

(署名または記名押印)

電話番号 06-6858-〇〇〇〇

- ・署名の場合、押印は省略できます。
- ・同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

私は下記の者を代理人として定め、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付要綱に関する手続き（書類の訂正及び交付される書類の受領を含む）に関する一切の権限を委任します。

記

【代理人（受任者）】

住所または会社所在地 豊中市〇〇〇-〇-〇

会社名 〇〇建築事務所

氏名 耐震 強

(署名または記名押印)

連絡先 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

以上

注意事項

- ・手続を他の方に委任する場合に必要です。

(注意)

委任者の印又は署名に限り訂正することができます。

相続人関係図

記入例⑦

関係図内で他に亡くなられた方が
いる場合は、死亡年月日を追加で
記載する。

連名で申込む場合は、
申込者全員の住所・
氏名・日付・押印が必要

右相違ございません

〇〇〇〇年〇月〇日

住所
氏名

豊中市中桜塚〇〇〇〇

署名または記名押印
豊中 太郎

(印)

- ・署名の場合、押印は省略できます。
- ・同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

配偶者

豊中 和子

生年月日

昭和〇年〇月〇日

昭和〇年〇月〇日

昭和〇年〇月〇日 死亡

平成〇年

〇月〇日

死亡

豊中 郎

生年月日

昭和〇年〇月〇日

昭和〇年〇月〇日

子

大阪 花子

生年月日

昭和〇年〇月〇日

昭和〇年〇月〇日

子

豊中 太郎

生年月日

昭和〇年〇月〇日

昭和〇年〇月〇日

注意事項

- ・訂正は申込者の署名又は印鑑でのみ可能です。

(様式第 8 号)

記入例⑧

受付日に窓口で記入します。
(受付可能であることを確認後)

豊中市震災対策木造住宅除却補助金完了実績報告書

年 月 日

豊中市長 あて

報告者 住 所 豊中市桜塚〇一〇一〇
(所有者) 氏 名 豊中 太郎
電話番号 06-6858-〇〇〇〇

交付決定通知書の日付と番号

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日付豊中市指令都審除決第〇〇号で交付決定のあった住宅の補助事業が完了したので、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付要綱第 13 条の規定により、必要書類を添えて報告します。

交付申込書(交付決定通知書)に記載のものと同じ名称

工 事 の 名 称	豊中邸 除却工事		
所 在 地	地名地番	豊中市桜塚〇丁目〇一〇	
	住居表示	豊中市桜塚〇一〇一〇	
補 助 金 交 付 決 定 額	金	400,000	円
除 却 工 事 者	所 在 地	豊中市〇〇〇一〇一〇	
	商号又は名称	〇〇建設株式会社	
	代 表 者	安全 一郎	
除 却 工 事 期 間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで		
着 手 (契 約) 年 月 日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
完 了 年 月 日 (除却工事完了と支払い完了のうち後の年月日)	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
備 考	担当課受付欄		

記入例⑨

豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付請求書

日付空欄

年 月 日

豊中市長 あて

請求者 住所 豊中市 中桜塚〇-〇-〇
(所有者) 氏 名 豊中 太郎
電話番号 06-6858-〇〇〇〇

印

豊中市震災対策木造住宅除却補助金の交付を下記のとおり請求します。

・交付申込書（交付決定通知書等）
の名称と同じもの

・署名の場合は、押印を省略できます。
・同じ補助の手続では同一の印鑑を
使用してください。

1 工事の名称 豊中邸 除却工事

2 所在地 地名地番 豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇
住居表示 豊中市 中桜塚〇-〇-〇

3 請求額 金 400,000 円

4 振込

注意事項

- ・訂正は請求者の署名又は印鑑でのみ可能です。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、記号番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

ゆうちょ 銀行	四〇八 支店	預金種類	☒ 普通 ☐ 当座
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	右づめで 記入下さい	
フリガナ	トヨナカ	タロウ	
口座名義（漢字）	豊 中	太 郎	

口座番号の誤りがないか
ご確認ください！！
誤りがあった場合はお振込できません

・必ず申込者名義の口座とし
てください。

場合においては、押印を省略すること

2. 本請求書は、請求者の印又は署名に限り訂正することができます。ただし、「3 請求額」の項目は訂正することができません。